

規程第27号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会印章規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の印章（以下「印章」という。）の種類、保管、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（印章の種類、ひな型及び寸法）

第2条 印章の種類、ひな型の寸法は、別表のとおりとする。ただし、特殊印章のひな型及び寸法は、その都度会長が定める。

（印章の管守者）

第3条 印章の管守者（以下「管守者」という。）は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| （1）社会福祉協議会之印 | 事務局長 |
| （2）会長印 | 事務局長 |
| （3）職務代理者之印 | 事務局長 |
| （4）事務局長印 | 事務局長 |
| （5）支所長印 | 支所長 |
| （6）事業所之印 | 各事業所の管理者 |
| （7）特殊印章 | 会長があらかじめ指名した者 |

（管守者の代理）

第4条 管守者に事故あるとき又は管守者が欠けたときは、会長が指名する者が管守者の事務を代理する。

（印章の新調、改刻又は廃止）

第5条 管守者は印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

（印章台帳）

第6条 管守者は、印章台帳を備え、印章の新調、改刻又は廃止の都度、必要な事項を記載し、整理しなければならない。

（印章の使用）

第7条 印章は、管守者又はその指名する者でなければ使用することができない。

（印章の管守）

第8条 印章は，管守を厳正にし，管守者の承認を受けた場合のほか，保管場所以外に持ち出してはならない。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規程は，平成18年9月20日から施行し，平成18年4月1日から適用する。